マイナンバーのお知らせ

マイナンバーは、平成28年1月から開始されるマイナンバー制度に伴い、社会保障・税・災害対策の手続きで必要になります。生涯使うものですので、通知カードは大切に保管しましょう。

「通知カード」は届いていますか？

12桁のマイナンバー（個人番号）を記載した通知カードが、11月中に住民票の住所地に送付されています。

12月になっても通知カードが届かない場合は、戸籍住民課（☎25-2416）にお問い合わせください。

どんなときに使用するの？

平成28年1月から、市の窓口などでの各種申請にマイナンバーが必要となります。申請時にマイナンバーを記載していただくほか、本人確認が必要ですので、個人番号カード（7ページ参照）や運転免許証などの身分証明書を持参してください。

マイナンバーが必要な手続き

社会保障
- 国民健康保険
- 後期高齢者医療
- 医療費助成
- 介護保険
- 児童手当
- 保育所の入所
- 市営住宅の入居
- 生活保護

などの各種申請

税
- 所得税などの確定申告書
- 届出書
- 調書

など

※平成29年2～3月に行う平成28年分の確定申告から、マイナンバーを記載します。

災害対策
- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者台帳の作成

など

民間事業者もマイナンバーを取り扱います

平成28年1月以降、事業者は給与所得の源泉徴収票の作成、社会保険の事務手続きなどで従業員などのマイナンバーを取り扱うことになります。マイナンバーの取り扱いには、特定個人情報保護委員会が作成したガイドラインを踏まえた対応が必要です。個人情報の漏えい・紛失を防ぐために、必要な対応ができるよう準備してください。

マイナンバー制度って？

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は、マイナンバーにより皆さんの情報を効率的に管理し、各種機関にある個人情報が同じ人の情報であることを確認するために導入される制度です。

利便性が向上

市役所などで行う手続きが簡素化され、添付書類の省略など、皆さんの負担が軽減します。また、平成29年1月から、市役所などにある自分の情報を確認したり、さまざまなサービスのお知らせを受け取ることができる予定です。

公平・公正な社会に

所得や行政サービスの受給状況が把握しやすくなるので、給付を不正に受けることなどを防止し、本当に困っている人にきめ細かな支援を行うことができます。

効率的な行政運営

市役所などでさまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減され、手続きがスムーズになります。

マイナンバー詐欺にご注意を

マイナンバー制度をかたり、預金口座番号などの個人情報を聞き出そうとする不審な電話や訪問が、全国で相次いで起こっています。

市からマイナンバー制度に関することで、個人情報の提供や手続きを求めることはありませんので、ご注意ください。

希望する人に「個人番号カード」を交付します

見本（表）

見本（裏）

個人番号カードとは、表面に住所、氏名、生年月日、性別と本人の顔写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されるICカードです。マイナンバーの利用事務などで本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Tax（イータックス）などの電子申請が行える電子証明書を搭載することもできます。

通知カードは身分証明書として利用できませんので、併せて本人確認書類の提示が必要になりますが、個人番号カードはそれだけでマイナンバーの確認と本人確認を行うことができます。

交付手数料 初回無料

有効期限 発行日から10回目の誕生日（20歳未満は5回目の誕生日）まで

申請方法

通知カードと一緒に送られた「個人番号カード申請書」に必要事項を記入して顔写真を貼付し、返信用封筒に入れて郵送してください。スマートフォンなどで撮影した写真で、オンライン申請することもできます。

交付方法

①平成28年1月以降に、交付の準備ができたことをお知らせする「交付通知書」が、市から自宅に届きます。

⇩

②必要なものを持参し、交付通知書に記載された期限までに、戸籍住民課に申請者本人がお越しください。

⇩

③交付窓口で本人確認や暗証番号の設定などを行い、個人番号カードを受け取ります。

必要なもの

□**交付通知書**　□**通知カード**
□**住民基本台帳カード（持っている人のみ）**
□**本人確認書類**
① **次のうち1点**
運転免許証、住民基本台帳カード、パスポートなど官公署が発行した写真付きのもの
② **①を持っていない人は、次のうち2点**
各種健康保険証、年金手帳などの写真付きでないもの

各カードの比較

		個人番号カード	通知カード	住民基本台帳カード
交付		平成28年1月から交付	11月から送付	12月まで交付（個人番号カード交付の際に返戻）
有効期限		・20歳以上は10回目の誕生日まで ・20歳未満は5回目の誕生日まで	なし	交付から10年
交付手数料		初回無料（再交付800円、電子証明書を搭載した場合は1,000円）	無料（再交付500円）	500円（電子証明書を搭載した場合は1,000円）
市役所などでの申請時の利用	個人番号の確認	○	○	×
	身分証明	○	×	○ ※ただし、写真付きの場合
	他の本人確認書類	不要	必要	不要 ※ただし、写真付きの場合

※個人番号カード交付の申し込みが集中した場合、窓口での交付が遅れる場合があります。個人番号カードを利用して確定申告などの手続きをする人は、手続き期間中にカードの交付が間に合わない可能性がありますので注意してください。

マイナンバー制度の注意点！

- 通知カードや個人番号カードを紛失した場合、再交付には手数料がかかります。
- 顔写真付きの「個人番号カード」はレンタルビデオ店などに入会する場合などの身分証明書として広く利用できますが、マイナンバーをお店などに提供することはできません。また、お店などがマイナンバーを書き写したり、コピーすることは禁止されています。
- マイナンバーは、法令で定められた事務以外で使用することや、むやみに他人に提供することはできません。
- 転居などで住所が変わる場合は、住所変更手続きの際に通知カードや個人番号カードを忘れずにお持ちください。

マイナンバー、個人番号カードなどについてもっと知りたいときはこちら

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178
時間　9:30～22:00（年末年始を除く。土・日曜日、祝日は17:30まで）

外国語（Foreign Language）は　**0120-0178-26**
IP電話などで繋がらない場合
マイナンバー制度に関すること　**050-3816-9405**
通知カード、個人番号カードに関すること　**050-3818-1250**
HP http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html